

# 改正貨物自動車運送事業法

～多重下請構造の健全な視覚化はじまる？～

第213回国会で成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法を一部改正する法律(令和6年法律第23号)」の施行に伴い取引環境の適正化が進められることになった。

**未締結の運行は×**  
**電話完結の輸送依頼は×**  
**契約は双方に残る形で**  
**つまりは、書面化です。**

**運送契約(運行に係る一切&注意書き)**

運送(運賃とそれ以外の作業料金等)の内容及び対価について 高速料金や燃料サーチャージ、契約内容更新等々

**目 義 務 化 目**

<第12条関係>

○真荷主と貨物自動車運送事業者が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及び対価(運送契約に荷役作業・付帯業務が含まれる場合にはその内容及び対価)等について記載した書面を相互に交付しなければならない。

<第24条第2項及び第3項関係>

○貨物自動車運送事業者等が他の貨物運送事業者等の行う運送を利用するときは、役務の内容及び対価(その利用する運送に荷役作業・付帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価)等について記載した書面を当該他の貨物自動車運送事業者等に対して交付しなければならない。

**改正貨物自動車運送事業法 Q & A**

こちらをクリックまたはQRから内容を確認しましょう！



【関連法令等】

・改正貨物自動車運送事業法第24条第2項「運送契約締結時の書面交付義務化」

